

## 令和5年第12回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和5年12月7日(木) 16時30分～

開催場所 羽曳野市役所 本館北会議室

出席一覧表

地区名	役職	農業委員	出・欠	農地利用最適化推進委員	出・欠	
東部地区	古市	松永 年實	○			
		麻 隆司	○			
		笹本 育司	○			
					松本 武博	○
	西浦		塩田 勝則	○		
			高橋 寛	○		
			井口 優	○		
					辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○		
			植野 純央	○		
		吉田 隆美	○			
					吉田 繁	○
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○		
						尼丁 正寄
	高鷲	会長	奥野 晋也	○		
			松本 忠久	○		
	丹比		大谷 章	○		
			小池 良夫	○		
					大谷 憲央	○

出席委員 (農業委員 14名) (推進委員 5名)

欠席委員 (農業委員 名) (推進委員 名)

農業委員会事務局

金森 淳 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

報告第24号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	3件
報告第25号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	3件
議案第37号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第38号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	1件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

---

委 員

---

委 員

---

【開会 16 : 30】

事務局 それでは、皆さんお揃いですので、ただいまより、令和5年第12回の農業委員会定例会を開催させていただきます。  
出席委員につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。  
それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。

奥野会長 皆さんこんにちは。  
12月ということで本年も早いもので、あと二十日余りということになりました。今年は秋らしい日が何日あったかなという感じで、いきなり冬が来た感じでございます。またインフルエンザ等色々流行っているのも、体調には十分注意していただきまして、新しい年を迎えていただきたいと思います。先月は農地パトロール、地区活動の方本当にご苦労様でした。  
それでは、事務局の方から案件の説明の方よろしく願いいたします。

事務局 それでは、令和5年第12回農業委員会定例会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。  
初めに、報告第24号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、古市地区3件です。  
次に、報告第25号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について西浦地区2件、古市地区1件の計3件です。  
次に、議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、西浦地区1件です。  
最後に、議案第38号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、古市地区1件です。

以上 本日ご審議いただきます案件については、報告案件が6件、議案案件が2件の合計8件となります。

それでは議長、ご審議の程よろしく願いいたします。

奥野議長 本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

奥野議長 それでは、本日の議事録署名委員を松永委員と大谷章委員をお願いします。よろしく願いします。  
それでは、報告第24号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局 第4条第1項第7号の届出についてご説明をさせていただきます。  
この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。

農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。

1件目です

地図①4条届出をご参照ください。

地区名は古市地区です。

対象農地は古市5丁目907番、地目は畑、面積は280㎡となります。

届出人は議案書のとおりです。

転用目的は居宅敷地で、既に転用済の案件となっております。

現地確認委員は、松本武博委員です。

2件目です

地図②4条届出をご参照ください。

地区名は古市地区です。

対象農地は古市六丁目1014番1、地目は畑、面積は26㎡となっております。

届出人は議案書のとおりです。

転用目的は駐車場で、既に転用済の案件となっております。

現地確認委員は、松本武博委員です。

3件目です

地図③4条届出をご参照ください。

地区名は古市地区です。

対象農地は古市2丁目132番1、地目は畑、面積は2,042㎡となります。

届出人は議案書のとおりです。

転用目的は長屋住宅新築です。

現地確認委員は、麻委員です。

なお、本届出について農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたので報告させていただきます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

奥野議長 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認よろしくお願ひします。

奥野議長 報告第25号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局 第5条第1項第6号の届出について、ご説明させていただきます。この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。

地図①5条届をご参照ください。  
地区名は西浦地区です。  
申請地は西浦五丁目667番、地目は畑、面積は、46㎡  
譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。  
転用目的は、自家用のドッグランです。  
現地確認委員は、井口委員です。  
2件目です

地図②5条届をご参照ください。  
地区名は西浦地区です。  
申請地は西浦五丁目380番、地目は畑、面積は、155㎡  
譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。  
転用目的は、自家用のドッグランです。  
現地確認委員は、井口委員です。  
3件目です

地図③5条届をご参照ください。  
地区名は古市地区です。  
申請地は軽里1丁目166番1、地目は田、面積は、670㎡  
譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。  
転用目的は、共同住宅です。  
現地確認委員は、麻委員です。

なお、本届出について農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)、  
の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題  
ありません。  
現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでし  
たので報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

奥野議長 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。  
地区委員さん、他の委員さん承認よろしくお願ひします。

奥野議長 議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説  
明をお願ひします。

事務局 議案第37号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明させてい  
ただきます。  
本件は、農地の所有権移転を行うものです。  
地図の⑥3条許可をご参照ください  
地区名は西浦地区です。  
申請地は羽曳野市西浦1074番、地目は田、面積は1,034㎡  
譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

所有権移転後の譲受人の世帯耕作面積は、4,758㎡となります。  
申請の理由ですが、  
申請人は数年前までは水稻をしておりましたが、高齢のためやめており、最近では草刈など維持管理するのが精一杯の状況でした。また、後継者がおらず、今後について思案していたところ、隣接農地の所有者との話で売買の話となり、所有権移転されることで合意されることとなりました。  
譲受人は、申請地より通作で使用される自転車で10分のところに住まれる市内在住者にて、農作業歴は38年、農機具につきましては、軽トラック、耕運機、田植え機、トラクター、コンバインを所有され、3724㎡の農地を所有し現在も耕作されています。  
3724㎡は今回の申請農地の面積を除いた面積です。  
また、申請地の営農計画については、水稻で従事日数年間180日で立てられており、所有後も問題なく耕作されるものと判断しております。  
説明は以上です、ご審議の程よろしくお願いいたします。

奥野議長 西浦市地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 異議なし。

奥野議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

奥野議長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

奥野議長 異議がないようですので、西浦地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

奥野議長 議案第38号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第38号農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてご説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画（案）の承認に係る意見聴取がありましたので、これに対して意見を提出するものです。農用地利用集積等促進計画（案）について説明させていただきます。

地図⑦利用集積をご参照ください

地区名は古市地区

申請地は誉田1585番 地目は田、面積は16㎡

誉田1586番 地目は畑、面積は694㎡

菅田1589番 地目は畑、面積は300㎡  
以上の3筆で、合計1,010㎡です。  
権利の種類は、使用貸借です。  
権利の設定を行うものと権利の設定を受けるものにつきましては議案書のとおりとなっております。  
契約期間につきましては、令和6年2月1日から令和11年1月31日までの5年間となっております  
なお、今回の申請については、契約期間が満了により継続の更新を行うものです。  
現地については、駒ヶ谷地内にある菅田地番の飛び地に存しており、ぶどうの栽培をされております。転借人と土地所有者との条件変更せずに更新することで合意されており、前回契約後も農地を効率的に利用し営農計画どおり従事され、周辺農地への支障もなく、従事されてきましたので、引き続き問題なく耕作されるものと事務局は判断しております。  
以上ご審議について、よろしくお願ひします。

奥野議長 古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 12月2日に現地に確認に行つてまいりました。約1反なんですけれども、大粒のシャインマスカットを作るといふことで、この1反を借りて全体で、約1町ぐらゐのブドウを耕作することになります。たいへん若いですが真面目な人です。以上です。

奥野議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

奥野議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

奥野議長 異議がないようですので、原案どおり承認いたします。古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認は、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。

奥野議長 これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 16：45】